

# 第1回水素等規格委員会

## 議事録

I. 日 時：2024年4月17日（水） 13:15～15:00

II. 場 所：特別民間法人高圧ガス保安協会 会議室1、2（Web会議併用）

III. 出席者（敬称略）：

委員長：吉川

副委員長：土橋、川畑

委員：伊里、和田、保田、山下（濱村委員代理）、藤崎、藤本、前田、千代、野一色、村上、弥富（途中まで奥野氏が代理出席）、石井（椎名委員代理）、田淵

K H K：近藤、久本、鈴木（洋）、越野、白井、谷口、田岡、加藤（久）、小山田、鳥越、中納、岸川、藤井、高橋（元）、三浦、畑山、原、松原、小池、佐藤、榊原

オブザーバー：岡田・山本・田邊・間瀬・山下・柿崎・南（経済産業省 産業保安グループ）、星野・石川・板倉（経済産業省 資源エネルギー庁）、月舘（ENAA）、小出（JPEC）、正田・渡辺（JIA）、中井・鈴木（JAPEIC）、梅沢・橋本（CFAA）、前田（JIMGA）、吉田・高井（HySUT）、霜鳥・原口・藤田・柴野（JH2A）、宍戸（JLSA）、猪股（JGA）、鎌田（JBA）、宮田・東（JOGMEC）、藤本（JPCA）、三浦・藤原（PAJ）、若菜（コベルコE&M）、小林（JFEエンジニアリング）

（Web会議システムによる出席者は下線）

IV. 配布資料：

資料1 水素等設計規格委員会委員名簿

資料2 水素等規格委員会の設置について

資料3 水素社会推進法案及び CCS 事業法案の概要と今後の KHK の取り組み

資料4 技術基準策定手順書の制定について

資料5 技術基準策定手順書（案）

資料6 水電解装置分科会の設置について

- 参考資料 1 高圧ガス保安協会定款（抜粋）  
参考資料 2 高圧ガス保安協会規格委員会規程  
参考資料 3 技術基準作成基本方針

## V. 議事概要

### 1. KHK 挨拶、委員会定足数の確認等

委員会冒頭、特別民間法人高圧ガス保安協会 会長の近藤から挨拶があり、以下の事項について話があった。

- ・現在、法整備に向けた動きが着々と進んでおり、水素社会推進法案及び CCS 事業法案の 2 つの法律案が登壇ものとして提出されたところ。
- ・特別民間法人高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安法に基づく法人かつ民間法人であり、官と民の橋渡しをする両方の性格をもった団体である。
- ・2 法案の作成に先立つ審議会においては、弊協会理事の久本が参加し意見を述べてきた。水素も CCS も、ひとたび事故が起こればその普及は大幅に遅れてしまう。水素・CCS とともに安全という土台をしっかりと作り、その上で建物を立てていくことが GX 推進には必要だと考える。
- ・そのためには、国際的な調和をしっかりと取りながら、適用法令に関わらず幅広く活用できるような基準作りをしていきたい。仮に 5 月に法律が成立すると施行は 11 月となり、議論を相当加速して進めなくてはいけない。委員の皆様にはご無理をお願いするが、是非よろしく願いたい。
- ・私どもは 2050 年カーボンニュートラルに向けて、水素関連等の中核機関、Center of Excellence になろうとしている。ご指導、また忌憚のないご意見を頂き、しっかりとしたルールをまとめていただきたいと改めてお願いする。

事務局より、委員 18 名に対し代理出席者を含め 16 名の参加があり、委員会定足数を満足している旨の説明があった。また、委員及び委員代理者の紹介等があった。

### 2. 議事（1） 委員長互選、副委員長の指名

事務局より、委員長の互選に関して説明があった後、吉川委員が委員長として互選された。続いて、吉川委員長より、土橋委員及び川畑委員が副委員長に指名された。

### 3. 議事（2） 水素等規格委員会の設置趣旨について

事務局より、資料2及び資料3に基づき、水素等規格委員会の設置趣旨並びに水素社会推進法案及びCCS事業法案の概要と今後のKHKの取組みについて説明があった。主な質疑応答等は以下のとおり。

和田委員 : 日本のCCSで検討しているCO<sub>2</sub>パイプラインは、どのくらいの規模のものを考えているか。

事務局 : 規模の具体的な数字について即答できるデータを持ち合わせていない。JCCSで検討している事業では、舞鶴の火力発電所で出たCO<sub>2</sub>を船まで運ぶ部分は配管で運ぶ計画としている。いわゆる市街地を走るパイプラインについては、まだ具体的な計画で公表されたものはないのではないか。

宮田オブザーバー : 先進的CCSの7案件の内の何件かでは、CO<sub>2</sub>を運ぶパイプラインが想定されている。CO<sub>2</sub>をキャプチャしたところから港まで、若しくは地下に埋めるところまで、100kmというオーダーではなく10kmといったオーダーのパイプラインがFS段階だが想定されているのが現在の状況である。

千代委員 : 水電解装置はいろいろな国で作られ、海外、特にヨーロッパではセル内が高圧になる電解装置もあるらしいが、日本ではほぼ大気圧の設計で電解装置が作られている。今回KHKでスタンダードを扱うにあたり、高圧ガスの定義を変えるのか、それとももう少し国際的なものに同調させる形で水電解装置そのものを高圧ガスという扱いにするのか、基本的な扱いが知りたい。

事務局 : 今回の技術基準は国際調和に一番重きを置いている。その中で、高圧ガス保安法でも1MPa未満のガス設備と1MPa以上の高圧ガス設備に分かれる。技術基準としては1つのものにし、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法等の各法令による対応については、別途検討が行われる予定である。

若菜オブザーバー : 水電解装置に関する話の中で、電気事業法やガス事業法との技術的な住み分けや統一の話があった。一方で厚生労働省の範囲にある第一種・第二種圧力用容器の技術基準に適用されることもあると思う。厚生労働省との技術系な調整も必要になると思うが、進めていただける話になっているか。

事務局 : 本委員会もボイラ協会に参加していただいているが、昨年度

の水電解装置に関する NEDO 事業でも、厚生労働省とボイラ協会に参加してもらった。この後設置の審議をいただく水電解装置分科会とも連携して、明確化した基準を作ってまいりたい。

#### 4. 議事（3） 技術基準策定手順書の制定について

事務局より、資料4及び資料5に基づき、技術基準策定手順書の制定について説明があった。主な質疑応答等は以下のとおり。

山下代理 : 技術基準策定手順書を作成した経緯は何か。これまでも KHK の技術基準を作る際は何かしらの手続きに則って行っていたと思う。このタイミングで新しく作ったのか、手順書を水素推進法案のタイミングで刷新しようとしているのか等、狙いがあれば教えていただきたい。

事務局 : 規格委員会は、規格委員会規程に則って運営を行うことになっている。その中で、技術基準の作成手順の詳細を定めた手順書を規格委員会ごとに定めることとなっている。既に水素等規格委員会以外の規格委員会においては手順書が定められ、何年も運用されてきた。この水素等規格委員会は新たに設置された委員会であるため、まずは手順書を制定してこれに則って運用を行っていきたいというところである。他の規格委員会での運営実績を踏まえ、それらの手順書を参考にしている。

#### ○採決

資料5の技術基準策定手順書の制定を行うことについて、これ以上の意見はなかったことから、挙手による採決が行われた。出席委員（委員代理者を含む。）全員の賛成により、可決された。

#### 5. 議事（4） 水電解装置分科会の設置について

事務局より、資料6の水電解装置分科会の設置について説明があった。主な質疑応答等は以下のとおり。

石井代理 : 分科会のメンバーは本委員会メンバーと重複するか。行政機関はどのようにお考えか。

事務局 : 一部重複する方もいると考えている。行政機関については、

福島県に水素等規格委員会に入っているというので、他の都道府県に入っていることを考えている。

#### ○採決

資料6の水電解装置分科会の設置を行うことについて、これ以上の意見はなかったことから、挙手による採決が行われた。出席委員（委員代理者を含む。）全員の賛成により、可決された。

#### 6. 議事（5） その他

事務局より、本日の委員会の議事録は、後日確認の後、書面（メール）にて採決を行う旨の説明があった。

また、事務局より、次回の委員会日程等については後日調整して決定する旨の説明があった。

#### 7. その他

会議の最後に経済産業省 産業保安グループの岡田産業保安企画室長より、以下のとおり挨拶があった。

- ・事務局から国の動向含めてご説明いただいたが、その通りである。
- ・この場ではKHKSの検討作成を見据えた議論をされるということだが、国も技術基準を持っており、国としての技術基準をどうしていくかは検討課題である。
- ・新しい大規模な水素事業ということで技術基準の性能規定化を進めるとともに、国内だけでなく海外の様々な民間規格を積極的に取り込んでいくことが重要だと考えている。KHKSという民間規格の議論も、大いに私どもの検討の参考になると考えている。オブザーバーという立場だが積極的に関与していきたいと考えている。
- ・この委員会に集まった方は水素事業を推進していく上で主要な方々であり、ここでの議論は大事になる。引き続き参画させていただきたい。

以上